

長崎港コンテナ航路利用チャレンジ調査事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎港活性化センター（以下、「センター」という。）において、長崎港を活用した新たな物流ルートの構築を促進するため、企業等が行う調査事業をセンターが支援することにより、長崎港の有効性の検証及び課題の整理を行い、今後の長崎港の活性化につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「荷主」とは、国際海上物品運送法（昭和32年6月13日法律第172号）第7条に規定する「船荷証券」に記載された荷送人、荷受人又はこれと同等と認められる者をいう。
- (2) 「物流事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年12月19日法律第82号）第2条第2項に規定する「船舶運航事業者」、同条第4項に規定する「鉄道運送事業者」、同条第5項に規定する「貨物自動車運送事業者」、同条第6項に規定する「貨物利用運送事業」を営む者、又は港湾運送事業法（昭和26年5月29日法律第161号）第2条第2項に規定する「港湾運送事業」を営む者をいう。
- (3) 「荷主企業等」とは、「荷主」若しくは「物流事業者」をいう。
- (4) 「試験輸送」とは、長崎港を組み込んだ新たな物流ルートの構築を目的とした輸送であつて、かつ試験輸送後においても長崎港の利用が継続的に見込まれるもので、会長が認めたものをいう。

(調査事業の実施対象及び要件)

第3条 調査事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、下記の要件を満たす試験輸送の実施主体となる荷主企業等とする。

- (1) 長崎港コンテナ航路を活用した新たな物流ルートに関する試験輸送であること。
- (2) 次年度以降、継続して12TEU以上のコンテナ取扱が見込まれること。
- (3) 試験輸送及びこれまでにを行った輸送に係る輸送関連情報の提供が可能であること。
- (4) 試験輸送結果の活用（情報公開）に同意すること。（情報開示内容は、協議の上、公開・非公開の範囲を決定する。）

2 調査事業の対象となる輸送回数は、1事業あたり2回までとする。（2回のルートについては、同一ルートでない場合も可）

(調査事業経費及び支援額)

第4条 調査事業の支援対象経費は、調査事業の実施を申請した年度内に試験輸送を実施するために必要となる経費のうち、次の各号に掲げる経費とし、センターの予算の範囲内において支援するものとする。ただし、一事業者に対する支援額の総額は、一年度につき100万円を限度とする。

- (1) 輸送ルート・輸送貨物の選定、出荷・受入体制の調整、及び事前現地調査等（現地調査に係る旅費は、1回2名まで）に伴う経費を含む「輸送計画策定経費」（ただし、10万円を限度とする。）
- (2) 試験輸送における海上輸送、陸上輸送、輸出入に係る諸手続、通関、荷役、梱包及び保管等に要する経費のうち、現在利用している物流ルートと比較するために必要となる経費。ただし、現在利用している物流ルートと共通して必要となる経費を除く。
- (3) その他会長が必要と認めた経費

（調査事業の実施申請）

第5条 調査事業を実施しようとする事業者は、長崎港コンテナ航路利用チャレンジ調査事業実施申請書（様式第1号）及び下記の添付書類を会長あてに提出しなければならない。ただし、添付書類については、会長がその必要性がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 長崎港コンテナ航路利用チャレンジ調査事業計画書（様式第2号）
- (2) 決算報告書（直近2期分）
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書
- (5) その他会長が必要と認める書類

（調査事業の決定通知）

第6条 会長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めたときは、調査事業の実施を決定するとともに、すみやかに事業者に対し長崎港コンテナ航路利用チャレンジ調査事業実施決定通知書（様式第3号）（以下、「決定通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 会長は、調査事業を実施することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を調査事業の実施の申請をした者に通知するものとする。
- 3 会長は、前2項の審査のため必要があるときは、事業者（事業者が物流事業者である場合は、その荷主企業も含む。）にヒアリングを行うことができるものとする。
- 4 会長は、第1項及び第2項の審査のために必要があるときは、事業者の長崎港利用実績等を調査し、関係機関等に照会することができるものとし、事業者は関係機関等が必要な情報を会長に提供することに同意するものとする。
- 5 第1項の決定を受けた事業者は、直ちにセンターと事業実施に係る事前協議を行った後、調査事業を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 調査事業の実施の申請をした事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る調査事業の実施の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、実施決定の日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る調査事業の実施の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 会長は、調査事業の実施の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、調査事業の実施の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、調査事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 会長が前項の規定により調査事業の実施の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他調査事業の実施の決定後生じた事情の変更により、調査事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 事業者が、調査事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、調査事業に要する経費のうちセンターからの支援によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により、調査事業を遂行することができない場合(事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 第6条第1項及び第2項の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(事業の変更等)

第9条 決定通知書を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、長崎港コンテナ航路利用チャレンジ調査事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)に長崎港コンテナ航路利用チャレンジ調査事業変更計画書(様式第4号の別紙1)を添付してすみやかに会長あてに提出し承認を得なければならない。

(1) 決定通知書に記載されている支援金の額が、増額又は20%以上減額するような調査事業の変更が生じたとき。

(2) 第3条に掲げる調査事業の要件を満たすことが、不能になったとき。

(事業の変更の承認)

第10条 会長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めるときは、調査事業の変更を承認するとともに、すみやかに事業者に対し長崎港コンテナ航路利用チャレンジ調査事業変更(中止)承認通知書(様式第4号の別紙2)により通知するものとする。

2 会長は、調査事業を変更することが不適当と認めるときは、速やかにその旨を調査事業の変更の承認申請をした者に通知するものとする。

3 会長は、前2項の審査のため必要があるときは、事業者(事業者が物流事業者である場合は、その荷主企業も含む。)にヒアリングを行うことができるものとする。

4 会長は、第1項及び第2項の審査のために必要があるときは、事業者の長崎港利用実績等を調査し、関係機関等に照会することができるものとし、事業者は関係機関等が必要な情報を会長に提供することに同意するものとする。

(遂行状況報告)

第11条 会長は、必要に応じて長崎港コンテナ航路利用チャレンジ調査事業に係る状況報

告書（様式第5号）の提出を求めることができる。

（実績報告）

第12条 決定通知書を受けた事業者は、調査事業が完了後、その日から30日を経過した日又は会計年度が終了する3月31日のいずれか早い日までに、長崎港コンテナ航路利用チャレンジ調査事業完了実績報告書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）長崎港コンテナ航路利用チャレンジ調査事業実施報告書（様式第6号の別紙1）

（2）その他会長が必要と認める書類

3 会長は、前項の審査のため必要があるときは、事業者の長崎港利用実績等を調査し、関係機関等に照会することができるものとし、事業者は関係機関等が必要な情報を会長に提供することに同意するものとする。

（額の確定）

第13条 会長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合は、内容を審査し、試験輸送と現在利用しているルートとの経費、リードタイムの詳細な内訳の比較ができている等、その報告が適正と認めるときは、センターからの支援金の額を確定するとともに、すみやかに事業者に対し支援金額確定通知書（別紙様式第7号）により通知するものとする。

（支援金の支払い）

第14条 支援金の支払いは、前条の規定により支払うべき支援金の額を確定した後にこれを行うものとする。

2 支払いを受けようとする事業者は、支援金請求書（別紙様式第8号）を会長に提出するものとする。

3 会長は前項の請求書を受理したときは、30日以内に事業者に対し、支払うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、調査事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。